

業務指示書

フィリピン国ピナツボ火山災害緊急復旧事業（II）に係る援助効果促進調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとし、

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年9月26日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年10月1日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交済に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 競争参加者として、競争に参加する権利を有する。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：河川計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／河川計画）】

- 1) 類似業務の経験：河川計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設計画・設計（河川計画）／人材育成1】

- 1) 類似業務の経験：河川施設計画・設計、人材育成に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び東南アジアでの業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年10月5日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

土質地質調査
流域の生産土砂解析
地形等測量

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.08328 円 , US\$1 = 111.403 円 , EUR1 = 130.25 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () フロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／河川計画
施設計画・設計（河川計画）／人材育成1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.92 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年10月18日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国ピナツボ火山災害緊急復旧事業（II）に係る援助効果促進調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／河川計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 施設計画・設計（河川計画）／人材育成I	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

フィリピンのルソン島中部にあるピナツポ山は、1991年6月に今世紀最大規模と言われる大噴火後、台風などの降雨により火砕流堆積物の流出が毎年発生し、サコビア-バンバン川、パッシング-ポトレロ川等で甚大な泥流災害を引き起こした。特に、パッシング-ポトレロ川では、下流での泥流被害、河床上昇や河道閉塞による洪水被害といった二次災害が頻発した。

こうした状況から、フィリピン政府の要請に基づき、JICAは有償資金協力事業「ピナツポ火山災害緊急復旧事業」(1996年3月L/A署名、69億円)及び「ピナツポ火山災害緊急復旧事業(II)」(1999年9月L/A署名、90億円。以下「フェーズII」という。)を通じてサコビア-バンバン川流域及びパッシング-ポトレロ川流域における河川改修・砂防ダムの建設・道路復旧を支援した。

フェーズIIの事業実施中に、契約パッケージ7としてアンヘレス・ボラック道の押し流された構造物の修復・整備が追加され、マンカティアン橋の架け替え、アクセス道路の建設、護岸工事等が行われた。しかしながら、2006年のフェーズII完成後、河道の土砂動態の変化や河道内の河床材料採取等によって河床低下が進む状況にあり、マンカティアン橋の橋脚基礎杭が露出し、地震時の安定性が懸念されている。

公共事業・道路省(Department of Public Works and Highways以下「DPWH」という。)は、マンカティアン橋の維持管理の一貫として、橋脚周りの補強策として鋼矢板を打設したが、その後の河床低下により中詰材が流出し空洞化した状況となっている。DPWHは河床低下対応と橋梁保護を目的としてマンカティアン橋下流に水制工を建設したほか、現在は床固工2基の建設を進めている。

各対策と並行して、DPWHはマンカティアン橋の安全性に関する対応策及びパッシング-ポトレロ川での河床低下対策に係る総合的な計画策定について、JICAに対し技術的な見地からの支援を要請した。

DPWHは本調査で得られる提言を活用し、自己資金にて必要な対策を進める方針である。

上記に基づき、JICAフィリピン事務所はDPWHと協議を重ね、2018年7月に本調査実施に係る協議議事録(Minutes of Discussion)に合意した。

2. 業務の目的

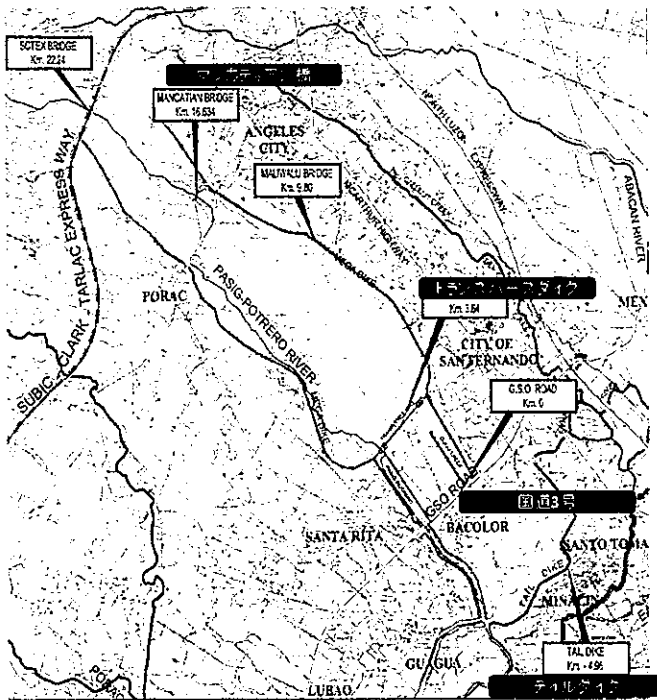
本業務は、度重なる河床材料掘削による河床低下で橋脚の基礎杭が露出しているマンカティアン橋(270.34m)の安全性確保にかかる対応策及びパッシング-ポトレロ川水系全体の土砂管理計画を策定することを目的とする。

3. 業務の概要

(1) 対象地域

パンパンガ州パッシング-ポトレロ川流域

(案)



(2) 関係機関 (カウンターパート機関)

フィリピン国公共事業・道路省 (Department of Public Works and Highways)

(3) 関連する我が国の主な援助活動

- ・ピナツボ火山東部河川流域洪水および泥流制御計画 (技術協力) (1996 年)
- ・ピナツボ火山災害緊急復旧事業 (有償資金協力) (2001 年貸付完了)
- ・ピナツボ火山災害緊急復旧事業 (II) (有償資金協力) (2006 年貸付完了)
- ・ピナツボ火山災害緊急復旧事業 (III) (有償資金協力) (2015 年貸付完了)

4. 業務の範囲

本業務は、2018 年 7 月の M/D に基づき、「2. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するもの。

5. 実施方針及び留意事項

本調査の具体的な実施方針及び留意事項は以下の通り。

(1) 河床低下

マンカティアン橋の上下流部における河床材料掘削が橋脚部分の河床低下を引き起こす要因と考えられており、マンカティアン橋の橋脚の露出状況を踏まえ、バンバンガ州及び DPWH はマンカティアン橋の半径 1km 以内を掘削禁止とする点に基本合意をしている。掘削状況及び同基本合意の遵守状況を確認・踏まえた上で、適切な提案となるよう留意すること。

(案)

また、マンカティアン橋部分の河床低下は、下流の開発状況や河川改修等の影響も大きく受けることから、マンカティアン橋から国道3号の範囲における現況や開発状況等も確認し提言に反映すること。

(2) DPWH による復旧工事

DPWH は、自己予算でマンカティアン橋周辺の床固工及び堰堤の建設、橋脚の補強に係る工事を行っており、実施済み/実施中/実施予定のマンカティアン橋の基礎抗露出に対する対応策の内容を確認・考慮の上、適切な提言となるよう留意すること。

6. 業務の内容

本案件の業務期間は、2018年11月中旬（予定）から2019年5月下旬（予定）までとする。コンサルタントは、本章に示す想定される活動項目内容および上記業務期間を勘案し、本業務を効果的・効率的に実施するための基本方針、調査方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。作業工程は、第3業務実施上の条件1.調査工程（案）を参考に提案を行うこと。また、現地業務期間が限られることから、特に現地業務期間中においては、調査結果の取りまとめの方向性等、JICAと適時協議を行い、業務を進めることとする。

業務の流れ

【第一次国内作業（準備期間）：2018年11月中旬～11月上旬予定】

(1) 関連資料・情報の収集・整理・分析等

日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理・分析し、業務実施に関する基本方針、調査方法・項目・内容の詳細、実施体制、スケジュール等を検討し、インセプションレポート（ICR）（案）としてとりまとめる。また、現地業務において追加収集する必要がある資料・情報、関係機関に確認する必要がある項目を事前に整理する。

(2) ICR（案）にかかるJICAとの協議

JICA関係部（フィリピン事務所（主管）、地球環境部、東南アジア・大洋州部）に対して、ICR（案）を説明し、その内容について協議する（JICA-Netを通じたテレビ会議を想定）。また、協議結果を踏まえ、ICR（案）の加筆・修正等を行う。

【第一次現地業務：2018年11月中旬～下旬（予定）、第二次現地業務：2019年1月上旬～2月中旬（予定）】

(3) ICR（案）のDPWHへの説明・協議及びICRの提出

DPWH（および必要に応じてそのほかの関係者）とキックオフ会議を行い、上記第一次国内作業にて作成したICR（案）を説明・協議し、合意を得る。DPWHの合意を得たものをICRと

(案)

して JICA へ提出する。

(4) 被害状況及び対応策の現状と課題の確認

①被害状況の確認

フェーズ II でパッシングポトレロ川中流域に建設されたマンカティアン橋の橋脚部分の被害状況及び河床低下の状況を調査する。

また、橋下流から国道 3 号交差部付近までの範囲における河床低下の状況、及び河道の安定にかかるとの施設（堰堤、堤防、護岸）、橋脚等の被害状況もあわせて調査する。

②対応策の現状と課題

- i) マンカティアン橋の上流 100m から下流 300m までの範囲において、DPWH が実施済み/実施中/計画中の対応策（橋の修復内容、建設施設（位置、規模、形状、建設年月、目的等）、関係機関との協力等を調査する。被害状況を踏まえ、被害の原因、DPWH の復旧計画の効果、課題を分析する。
- ii) マンカティアン橋より国道 3 号交差部付近までの範囲において、DPWH が実施済み/実施中/計画中の河道の安定にかかるとの施設（堰堤、堤防、護岸）、橋脚等の対応策（各施設の改修・補修状況）を調査する。被害状況を踏まえ、被害の原因、DPWH の復旧計画の効果、課題を分析する。

(5) 基礎自然条件調査

①河川の平面・縦横断調査

- i) 既存の地形測量データ、航空写真、マンカティアン橋付近の調査記録、最新のアーカイブ衛星画像データ等を収集し、橋上流 5km からテイルダイク下流端までの区間について、過去からの平面・縦横断での河川形状の変遷を確認する。衛星画像データ購入にかかる必要経費を本見積りに含めること。
- ii) マンカティアン橋の上流 50m から下流 200m の区間については、20m ピッチで縦横断測量を行う。

②地質・土質調査

マンカティアン橋の改修検討に必要な地質・土質調査データを収集する。

地質データについては、橋梁建設時に採取したボーリングデータも確認すること。

(6) 水文水理解析

①水文データの収集

パッシングポトレロ川流域における過去の雨量・流量等の水文資料を収集する。その際、資料の存在状態、観測又は記録の方法、資料の精度等の特性の調査・検討を行い、データの妥当性を確認する。マンカティアン橋建設時に用いた水文資料も参考とすること。

②生産土砂量の解析

(案)

最新のアーカイブ衛星画像データ等によるオルソフォトマップ及びデジタル地形モデルを活用し、マンカティアン橋から上流のバッシングーポトレロ川流域の生産土砂解析を適切な範囲を提案の上行う。

(7) 土砂採取状況の確認

①調査

- i) マンカティアン橋の上流 1km から国道 3 号（橋より下流 10km 付近）の範囲における土砂採取について、現地踏査を行う。
- ii) 土砂採取に関する既存の法律・規制等を調査する。
- iii) 州政府、関係自治体（LGU）に対し河道内での砂利採取活動に関する場所、量等を聞き取り、データ収集及び実態調査を行う。その際、上記 (7) ① i) の現地踏査との整合を確認する。

(8) 河床変動の将来予測及びマンカティアン橋とその下流の安全性の確認

①河床変動の将来予測

上記のデータ等をもとに、マンカティアン橋の上流 1km からテイルダイク末端までの範囲において河床変動計算を行い、河道全体及びマンカティアン橋周辺の河床変動について将来予測を行う。この際、実施中及び計画中の構造物も考慮すること。

②マンカティアン橋の安全性の確認

上記 (8) ①の将来予測をもとに、マンカティアン橋の安全性に関する検証を行う。

③マンカティアン橋より下流の河床低下による影響の確認

上記 (8) ①の将来予測をもとに、マンカティアン橋から国道 3 号の範囲における河床低下に関する検証を行う。その際は河道の安定にかかる施設（堰堤、堤防、護岸）、橋脚等の安全性を考慮すること。

(9) マンカティアン橋の安全性確保対策の検討と基本設計

上記の調査分析結果をもとに、マンカティアン橋の安全性を確保する上で必要な補強、構造物設置等の効果的な対策を検討し、流下能力、桁下高など満たすべき基準を踏まえて基本設計を行うこと。その際、経年の損傷等を踏まえ、地震等の他の自然災害に対する安全性や、橋梁の前後で DPWH が実施済み/実施中/計画中の対応策も考慮し、技術的、経済的、社会的、環境的側面及び持続性の観点で検討を行うこと。なお、本調査はマンカティアン橋の緊急的な安全性確保を目的とすることから、社会的・経済的に影響の大きい橋梁の架け替えは検討に含めない。

(10) マンカティアン橋下流の河道安定性の検討

上記の調査分析結果をもとに、マンカティアン橋下流域（橋から国道 3 号の範囲、10km 程

(案)

度)における河道の安定性を確保するための効果的な対策を検討すること。特に次の2地点については、以下のとおり配慮する。

①トランスバースダイクに設置されるスピルウェイ2箇所の河床低下対策

本地点については、DPWHがすでに補強・施設配置案を計画しているが、その対策が長期的な施設の安全性、維持管理に問題がないか確認し、必要な場合は助言等を整理する。

②上記①のスピルウェイから国道3号までの区間に設置されるメガダイク、堤防の沈下や洗掘等の対策

本地点について必要な補強、施設配置等の効果的な対策を検討し、計画を立案すること。

(11) インテリムレポート(第一次及び第二次現地業務結果報告書)の作成、協議、提出

2019年1月下旬までに第一次及び第二次現地業務結果(上記(10)まで)をインテリムレポート(案)として取りまとめ、2019年2月上旬を目処にインテリムレポート(案)をJICAと協議(JICA-Netを通じたテレビ会議を想定)の上、提出する。協議結果を踏まえ、加筆・修正等を行う。2月中旬にDPWHと協議を行い、最終化する。

(12) 実施設計及びDPWH(本省及びRegion III(中部ルソン)地方事務所)の能力強化

上記(9)の基本設計を踏まえ、DPWHの設計基準、ガイドラインに準じてマンカティアン橋の安全性確保対策工の実施設計(配置計画、安定・構造計算、図面作成、数量計算書作成・事業費積算)を実施する。

また、マンカティアン橋及びその下流の構造物の河床低下対策と、長期的な安全性確保に向けた維持管理について、DPWH(本省及びRegion III)の設計に係る能力強化を図るため、下記①～⑤について、本業務中、DPWHが手順をフォローし、理解できるようDPWH職員に対し、OJTで指導する。なお、DPWHの発注に必要な書類作成をDPWH職員に指導、支援することにより、DPWHの設計及び維持管理に係る能力強化を図ること。また、能力強化に関するワークショップ等を2回程度開催する(場所及び開催費はDPWHが負担し、対象者は本省とRegion IIIを想定。各種調整等ロジ面はコンサルタントが担う)。なお、能力強化方法については上記以外の提案があれば、プロポーザルで提案すること。

①調査結果を踏まえ、配置計画、安定・構造計算、図面作成、工事数量計算書の作成を行う。

②施工計画

工法及び施工管理計画を作成する。

③事業実施スケジュール

上記の結果を踏まえ、マンカティアン橋改修工事に係る調達手続きを含めた工期を記した月単位のガントチャートを作成する。

④維持管理計画

過去のピナツポ火山緊急災害復旧事業で建設した施設の現行維持管理体制について調査し、課題を分析するほか、設計する施設に対する維持管理についても提案を行う。なお、上記

(案)

(8) ①の将来予測にて著しい河床低下等が予測される地点については、周辺の構造物への影響、維持管理上の注意点等について指摘を行う。

⑤事業費積算

(13) パッシングポトレロ川水系全体の土砂管理計画の策定

上記を踏まえ、水系全体での河床低下対策、土砂流出対策を行う上での施設配置や砂利採取規制に関する計画を作成する。なお、砂利採取規制計画の実効性を担保すべく実施を担う LGU を絡めつつ検討する。

(14) ドラフトファイナルレポート (DFR) の作成、協議、提出

2019年4月下旬までに実施設計及びDPWHの能力向上にかかるOJT業務、水系全体の土砂管理計画の策定結果をDFR(案)として取りまとめ、2019年4月下旬を目処にDFR(案)をJICAと協議(JICA-Netを通じたテレビ会議を想定)の上で提出する。5月上旬にDPWHと協議を行い、最終化する。

(15) ファイナルレポートのとりまとめ

調査結果を取りまとめ、ファイナルレポートを作成し、2019年5月下旬までにJICAへ提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

①インセプションレポート

記載事項： 業務の基本方針、方法、調査工程、要員計画 等

提出時期： 第一次現地調査開始から1週間後(2018年11月)

部数： 英文6部(うちDPWHに3部)(簡易製本及び電子データ)

②インテリムレポート

記載事項： 第一次及び第二次現地業務結果

提出時期： 第二次現地業務終了時(2019年2月)

部数： 英文6部(うちDPWHに3部)、和文3部(簡易製本及び電子データ)

③ドラフトファイナルレポート

記載事項： 調査結果

提出時期： 第三次現地業務終了時(2019年5月)

(案)

部 数： 英文 6 部（うち DPWH に 3 部）和文 3 部（簡易製本及び電子データ）

④ファイナルレポート

記載事項： 調査結果

提出時期： 2019 年 5 月下旬

部 数： 英文 6 部（うち DPWH に 3 部）、和文 3 部（製本、CD-R2 枚）

(2) その他の提出物

①議事録等

各報告に係るフィリピン政府との協議概要を議事録に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。また、JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録案（JICA が指定する様式による）に取りまとめ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。

②先方政府への提出文書

先方政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

③その他

上記提出の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には速やかに提出する。

(案)

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

以下を参考に業務工程表を作成し提案すること。

工程表	2018			2019				
	10	11	12	1	2	3	4	5
国内作業								
第一次現地業務								
国内作業								
第二次現地業務								
国内業務								
第三次現地業務								
国内業務								

第二次国内業務では、6. 業務内容 (12) 実施設計及び DPWH の能力強化をローカルコンサルタントの遠隔操作により実施することを想定。

2. 業務量の目途および業務従事者の技術分野

(1) 業務量の目途

業務量は、合計 14.33M/M を目途とし、効率的かつ効果的な実施方法を提案すること。

(2) 業務従事者の構成 (案)

要員計画の構成分野 (案) は以下のとおり。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案する場合、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ①総括／河川計画 (2号)
- ②水文・水理解析
- ③土砂解析
- ④測量
- ⑤施設計画・設計 (河川計画) ／人材育成 1 (3号)
- ⑥施設計画・設計 (橋梁) ／人材育成 2

3. 相手国側の便宜供与

2018年7月10日に署名されたM/Dに基づく。DPWHより執務スペースが提供される予定。

(案)

4. 配付資料

(1) 閲覧資料

- 「フィリピン共和国 ピナツポ火山東部河川流域洪水および泥流制御計画調査要約報告書」(1996年5月)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000037203.html>
- 「ピナツポ火山災害緊急復旧事業 事後評価」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_PH-P166_4_f.pdf
- 「ピナツポ火山災害緊急復旧事業(II) 事後評価」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_PH-P209_4_f.pdf

(2) 配付資料

- 2018年7月10日署名済M/D(写し)
- ピナツポ火山災害緊急復旧事業(II)事業完成報告書(PCR)

5. 現地再委託

現地再委託(別見積)を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- 土質地質調査
- 流域の生産土砂解析
- 地形等測量

また、ローカルリソースの活用が期待される以下の項目については、現地職員による調査補助(調査補助員の雇用)を想定しているが、より効率的に業務を遂行できる等、現地再委託がより適当と認められる場合には、再委託業務として提案することも排除しない。その場合には、再委託が適当である具体的な理由をプロポーザルに記載し、必要経費を本見積に含めること。

- 施工計画
- 維持管理計画
- 事業費積算

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 複数年度契約

(案)

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

7. 安全管理事項

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。

また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。また、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

9. 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

以上

